

議案第 5 4 号

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、議会の議員の報酬を改定することに伴い、この条例の一
部を改正するため必要があるからである。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和３６年
大口村条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「３８９，０００円」を「３９５，０００円」に改め、同表副議
長の項中「３２１，０００円」を「３２６，０００円」に改め、同表常任委員会委
員長の項中「３０６，０００円」を「３１１，０００円」に改め、同表常任委員会
副委員長の項中「２９９，０００円」を「３０４，０００円」に改め、同表議会運
営委員会委員長の項中「３０６，０００円」を「３１１，０００円」に改め、同表
議会運営委員会副委員長の項中「２９９，０００円」を「３０４，０００円」に改
め、同表特別委員会委員長の項中「３０６，０００円」を「３１１，０００円」に
改め、同表特別委員会副委員長の項中「２９９，０００円」を「３０４，０００円」
に改め、同表議員の項中「２９２，０００円」を「２９７，０００円」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新								旧							
別表（第２条及び第５条関係）								別表（第２条及び第５条関係）							
区分	議員報酬 月額	旅費						区分	議員報酬 月額	旅費					
		鉄道 賃及び船 賃	航空 費	車賃 (1 kmに つ き)	日当 (1 日に つ き)	宿 泊 料 (1 夜 に つ き)	食 卓 料 (1 夜 に つ き)			鉄道 賃及び船 賃	航空 費	車賃 (1 kmに つ き)	日当 (1 日に つ き)	宿 泊 料 (1 夜 に つ き)	食 卓 料 (1 夜 に つ き)
議長	395, 000円	略	略	略	略	略	略	議長	389, 000円	略	略	略	略	略	略
副議長	326, 000円							副議長	321, 000円						
常任委員 会委員長	311, 000円							常任委員 会委員長	306, 000円						
常任委員 会副委員 長	304, 000円							常任委員 会副委員 長	299, 000円						
議会運営 委員会委 員長	311, 000円							議会運営 委員会委 員長	306, 000円						
議会運営 委員会副 委員長	304, 000円							議会運営 委員会副 委員長	299, 000円						
特別委員 会委員長	311, 000円							特別委員 会委員長	306, 000円						
特別委員 会副委員 長	304, 000円							特別委員 会副委員 長	299, 000円						
議員	297, 000円							議員	292, 000円						
備考 略								備考 略							

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

令和6年11月8日開催の行政経営審議会の答申により、議会の議員報酬を改定するものです。

2 改正の概要

	報酬月額		改定率 (%)
	現 行	改定案	
議 長	389,000円	395,000円	1.54
副議長	321,000円	326,000円	1.56
常任委員会委員長 議会運営委員会委員長 特別委員会委員長	306,000円	311,000円	1.63
常任委員会副委員長 議会運営委員会副委員長 特別委員会副委員長	299,000円	304,000円	1.67
議 員	292,000円	297,000円	1.71

(1) 議員の報酬月額

町長の給料月額の33%を乗じた額

(2) 議長等の報酬月額

役職等	議員を1とした場合の率
議長	1.330
副議長	1.100
委員長	1.050
副委員長	1.025

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。